

## 高鍋町訓令第54号

高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月14日

高鍋町長 黒木敏之

### 高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した危険な空き家等、適切な管理が行われていない不良住宅を除却し、周辺環境の保全を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、予算の範囲内で高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する「空家等」であるもの。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。ただし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められたものに限る。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、不良住宅の所有者その他これを管理すべき者（法人を除く。以下「所有者」という。）で、かつ、町税を滞納していない者とする。

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる不良住宅（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする

- (1) 町内に所在し、かつ、補助対象者が所有し、又は管理しているもの
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの又は所有権以外の権利者から除却の承諾を得ているもの

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 補助対象物件のすべてを除却する工事であること。

(2) 補助対象者が解体事業者と請負契約を締結して行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 所有者が建築物を新築、増築、改築又は移転することを目的とするもの

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による措置命令を受けて行うもの

(3) 第9条第2項に規定する補助金の交付決定の通知前に着手したもの

(4) 暴力団関係者が関与するもの

(5) その他町長が適当でないとするもの

（補助対象経費及び補助額）

第6条 補助金の対象とする補助対象経費（消費税等相当額（解体費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額をいう。）がある場合には、これを減額した額とする。）は、補助対象事業の実施に要する費用又は住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）の規定により国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費のいずれか小さい金額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は80万円とする。

（事前判定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめその所有し、又は管理する建築物が不良住宅に該当するか否かについて、判定（以下「事前判定」という。）を受けなければならない。

2 事前判定を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、事前判定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 所有者であることを証する書類

(2) 敷地の位置図

(3) 現況写真

(4) 委任状（手続きを代理させる場合に限る。）（様式第2号）

(5) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項に規定する申請を受理した場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、不良住宅に該当するか否かを判定し、事前判定結果通知書（様式第3号）により事前申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により不良住宅に該当する旨の判定を受けた者で補助金の交付申請をしようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金交付申請書及び事業計画書に次の各号に掲げる関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 補助金事業実施計画書（様式第4号）

(2) 誓約書兼同意書（個人用）（様式第5号）

(3) 補助金事業実施計画書に記載している書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付の決定をしたときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定書によりその旨を交付申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、規則第7条に規定する補助金等不交付決定書によりその旨を交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならないこと。

(2) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長にその旨を報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 前2号に規定するもののほか、町長が必要と認める事項

(変更の承認)

第11条 補助金の交付の決定通知を受けた後において、次に掲げる事業計画の変更をしようとする者は、規則第9条の2に規定する補助金等変更交付申請書に変更の内容が分かる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは規則第9条の2に規定する補助金等変更交付決定書により交付申請者に通知するものとする。

(事業の取止め)

第12条 交付申請者は、補助金の交付決定後に補助対象事業を取り止める場合は、規則第8条に規定する補助金等交付申請取下書に補助金交付決定通知書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金等交付申請取下書の提出があったときは、規則第8条第2項に規定する補助金等交付決定取消通知書により当該取下げをした者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書及び同項第1号に規定する事業費明細書に補助金事業実施報告書(様式第6号)、その他補助金事業実施報告書に記載している書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第14条 町長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、規則第13条の2に規定する補助金等確定通知書により交付申請者に通知す

るものとする。

(代理受領)

第15条 交付申請者は、補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、交付申請者が、補助対象事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、工事を行った者に対して支払っている場合は、代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、請求及び受領に関する委任状（様式第7号）を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、交付申請者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

高 鍋 町 長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

事前判定申請書

高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金の交付を受けたいので、高鍋町老朽空き家等除却推進補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて事前判定を申請します。また、事前判定のために、町が当該空き家等の調査のため敷地内に立ち入ることに同意します。

記

空き家の概要	所在地	高鍋町
	構造	造 階建て
	空き家となった時期	年 月頃
添付書類	<input type="checkbox"/> 所有者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 敷地の位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 委任状（手続きを代理させる場合） <input type="checkbox"/> その他	

様式第2号(第7条関係)

委 任 状

年 月 日

高 鍋 町 長 殿

所有者（委任者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

※署名を行う場合は、押印は不要です。

私は、下記の者を代理者と定め、高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金に関する申請及び報告等の手続きの一切を委任しました。

なお、所有者及び権利者と受任者の間にこの事業に関する紛争等が生じた場合は、当該関係者で解決し、高鍋町に一切の責任を求めません。

年 月 日

代理人（受任者）

住 所

氏 名

文 書 番 号  
年 月 日

様

高鍋町長

印

事 前 判 定 結 果 通 知 書

年 月 日付で申請のあった事前判定の結果について、高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 空き家の所在地 高鍋町大字
2. 事前判定結果 危険空き家等に該当（該当しない）  
（危険空き家等に該当しない場合の理由）

様式第4号（第8条関係）

補助金事業実施計画書

空き家等（不良住宅）					
所有者					
所在地	高鍋町大字				
概 要	建 築 年				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階 数	階	
	構 造	<input type="checkbox"/> 木 造 <input type="checkbox"/> 非木造（鉄骨、軽量鉄骨造） <input type="checkbox"/> その他（      ）			
除却工事実施計画					
解 体 事業者	所 在 地				
	名 称				
	代 表 者				
	電話番号				
工事期間	開始予定年月日	年	月	日	
	完了予定年月日	年	月	日	
町補助金の算出					
補助対象工事見積額① ※消費税を除く					円
補助対象 工 事 算定額	構造種別	補助対象面積×国土交通省が定める除却工事費の単価＝面積算定による上限額			
	木 造②	m <sup>2</sup> ×	円/m <sup>2</sup> =	円	
	非木造③	m <sup>2</sup> ×	円/m <sup>2</sup> =	円	
	合 計④	② + ③ =		円	
補助対象経費⑤		① と④のいずれか少ない額 × 8/10 = 補助対象経費			円
補助金額		⑤と80万円のいずれか少ない額			円
町補助金申請額					円

添付書類

- ・空き家等（不良住宅）の位置図及び外観写真
- ・見積書（写し）
- ・建築時期及び延床面積のわかる書類の写し（建築確認通知書、固定資産税家屋台帳証明書、登記済証等）
- ・納税証明書（町税の滞納が無いことを証明する書類）
- ・誓約書兼同意書（個人用）（様式第5号）
- ・（申請者が所有者ではない場合）所有者の委任状
- ・その他町長が認めた書類

様式第5号(第8条関係)

誓約書兼同意書(個人用)

年 月 日

高 鍋 町 長 殿

住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
(生年月日 年 月 日)  
※署名を行う場合は、押印は不要です。

私は、高鍋町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者)に該当しないことを誓約します。

また、高鍋町暴力団排除条例に基づき、高鍋町が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載した私の個人情報を警察機関へ提供されることに同意いたします。

注 この書面に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき取り扱うものとし、高鍋町が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

様式第6号（第13条関係）

補助金事業実施報告書

空き家等（不良住宅）	
所有者	
所在地	高鍋町大字
除却工事実施報告	
施工業者	
完了日	年 月 日
代理受領の確認	<input type="checkbox"/> 代理受領をする <input type="checkbox"/> 代理受領をしない ※代理受領をする場合は、代理受領申出書及び請求及び受領に関する委任状を添付して下さい。
添付書類	1. 補助金交付決定（変更承認）通知の写し 2. 領収書の写し 3. 工事写真（着工前・施工中・処分状況・完了） 4. 請求書 5. その他町長が認めた書類 ※代理受領する場合に提出する領収書は、事業費の総額から補助金交付決定額との差額（自己負担分）のものを提出して下さい。

様式第7号（第15条関係）

高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金  
請求及び受領に関する委任状

年 月 日

高 鍋 町 長 殿

交付申請者 住 所  
氏 名 印

高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金の交付の請求及び受領について、高鍋町老朽危険空き家等除却推進補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり委任します。

記

委任者（交付申請者）

住 所  
氏 名 印

受任者（工事を行った者）

所在地  
会社名  
代表者 印